

住み慣れた地域で
安心して暮らしていけるように

認知症 コラム

【第11弾】

「認知症基本法」で変わる、
これからの地域

こんにちは、認知症地域支援推進員です。先月号に引き続き、「認知症基本法から地域の方へ伝えたい（知ってもらいたい）メッセージ」をお届けします。



— メッセージ② — 本人の意思を尊重しましょう

認知症基本法では、認知症になっても、その人が「自分で決める」ことを大切にしましょうという考え方が、とても大事にされています。

Point 1

できることはできる限り 「自分で選ぶ」

- 何を食べたいか。
- どこに行きたいか。
- どんな生活をしたいか。

こうした日常のことは、本人が選べるように手助けをするという考えです。

Point 3

言葉で伝えられなくても 「気持ち」を大事にする

- 表情、しぐさ
- 最近の様子
- これまで大切にしてきたこと（生活歴）

から、その人が本当に望んでいることを読み取るようにします。

Point 4

家族や地域の人が 「代わりに決めすぎない」

よかれと思って全部決めてしまうのではなく、本人の気持ちを中心に考えることが法律でも求められています。

Point 2

わかりやすく伝えて、 ゆっくり決めてもらう

認知症になると、急に答えられなかったり、言葉でうまく伝えられなかったりします。そのため、

- 写真や実物を見せる。
- 選択肢を絞る。
- 時間をかけて答えを待つ。

など、その人の意思が出せるように周りが工夫することが大切です。

Point 5

本人が「社会の一員」として 意見を言える場をつくる

認知症になっても、地域の行事に参加したり、自分の思いを話したりする機会があることが大切です。

認知症のある人もそうでない人も、平等に一人の人として大切にされ、自分の人生を自分で選べるように支えていきましょう。

次号では、3つめのメッセージ「地域で安心して暮らすこと」について紹介します。

問 地域包括支援センター（福祉課内） ☎ 43-9021